地域コミュニティ再生支援事業　地域力再生活動アドバイザー派遣要綱

（趣旨）

第１　地域コミュニティ再生支援事業　地域力再生活動アドバイザー事業は、住民が主体となった地域づくりを推進するため、自治組織等の住民団体への助言等を行う「地域力再生活動アドバイザー」を派遣することにより、地域コミュニティ再生の円滑かつ効果的な推進を図り、魅力ある地域づくりに資することを目的とする。

（対象者）

第２　対象者は，次に掲げる者とする。

（１）　災害公営住宅等に設立された自治組織等の住民団体

（２）　被災地域以外の災害公営住宅等に設立されている自治組織等の住民団体

（３）　災害公営住宅等のコミュニティの編入先となる既存自治組織等の住民団体

（４）　（１）又は（２）の住民とのコミュニティ形成や交流を目的とした県内の既存自治組織等の住民団体

（５）　災害公営住宅等のうち、自治組織等が存在しない地区、自治組織等の設立前の地区及び自治組織等が機能していない地区については、市町村又は当該地域で支援活動を行っている特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）の団体

２　自治組織等及びNPO等の団体については、原則として、定款、規約その他これらに類するものを有し、事業責任者及び会計責任者等を明確にした事業体制を整えた団体であること。

（対象事業）

第３　対象事業は、対象団体が地域コミュニティ再生の活性化を推進するためにアドバイザーを招へいし、指導もしくは助言を受ける事業、または、研修会を開催する事業でテーマに具体性のあるものとする。

　　　事業期間は平成27年6月1日から平成28年3月16日までに実施する事業とする。

　　　対象事業のテーマ例は以下の通り。

（１）　会議やワークショップの開催、運営支援

（２）　他団体や行政等との協働のコーディネート

（３）　先進地等の地域づくり事例

（４）　地域資源や人的資源の活用

（５）　集落点検

（６）　広報

（７）　資金づくりや資金管理（会計等）

（８）　組織づくり、組織運営、ネットワークづくり

（９）　担い手等の人材育成

（１０）その他（健康増進、福祉計画の策定、国際交流、環境エネルギー対策等）

（経費の負担）

第４　アドバイザー招へいに要する経費のうち、アドバイザーに対する謝金、旅費及び宿泊費を負担するものとする。

（１）　謝　金　実際に事業に要する額とし、アドバイザー1名につき1時間につき9,000　円を上限とする。

（２）　交通費　実際に事業に要する額とし、日当及びグリーン料金は除くものとする。

（３） 宿泊費　実際に事業に要する額とし、1名1泊につき11,800円を上限とする。

（経費負担の上限）

第５　アドバイザー派遣に関する経費負担の上限は、1団体につき50万円（謝金、交通費、宿泊費等の合算）以内とし、20団体を上限とする。

また１派遣対象者（アドバイザー）が派遣できる回数（時間）は5回（のべ20時間）以内とする。

（申請の手続）

第６　アドバイザー派遣を希望する団体は、アドバイザー派遣計画を作成し申請書（アドバイザー派遣申請書　様式第1号）に必要事項を記入し、みやぎ連携復興センターへ申し込むものとする。

　　　申請の期日は平成28年3月1日までとする。

（事業の決定等）

第７　みやぎ連携復興センターは申請者及び宮城県との協議を行い、適当と判断した場合にアドバイザーを派遣するものとする。

　　　事業の決定はみやぎ連携復興センターから申請者へ通知するものとする。

　　　事業が決定した申請者は事業計画書にもとづいて事業に着手するものとする。

（事業の変更等）

第８　事業が決定した申請団体は、事業の内容に変更が必要となる場合、またはやむを得ない事情により中止する場合は、変更・中止承認申請書（様式第2号）により届け出、事前に承認を得るものとする。

（採択要件等）

第９　アドバイザー派遣を希望する場合、以下の項目が満たされていることを条件とする。

（１）　受け入れ体制が整っていること。

（２）　地域の特性を生かした主体的・創造的な地域づくり活動等を進める意欲があること。

（３）　その他、対象外事業に該当しないこと。

（対象外事業）

第10　アドバイザー派遣は、以下に示す項目に該当する場合は派遣を認めないものとする。

（１）　不特定多数の聴講者を対象に行われる受動的なもの。

（２）　聴講後に聴講者が各テーマについて共通認識をもつことが見込めないもの。

（３）　意識啓発のみを目的とし、アドバイス後に具体的な活動が示されないもの。

（４）　聴講中にアドバイザーと意見交換ができないもの。

（実施報告等）

第11　アドバイザー派遣を受け入れた団体は、派遣1回ごとに事業報告書（様式第3号）を提出する。提出期限は事業終了後（派遣1回ごと）5営業日以内とする。

事業報告書はみやぎ連携復興センターあて提出するものとする。

（その他）

第12　その他協議が必要な事項が発生した時は都度関係者と協議の上決定する。